



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年11月9日金曜日 第2419号

◇ 目 次 ◇ 告 示

農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更の承認.....1028
 道路の区域変更(県道新居浜別子山線).....1028
 道路の供用開始(").....1028
 道路の供用開始(県道落合久万線).....1029
 土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....1029
 開発行為に関する工事の完了(2件).....1029
 道路の供用開始(県道十和吉野線).....1029
 新たな土地改良事業の施行の認可.....1030
 道路の区域変更(県道八幡浜宇和線).....1030
 道路の供用開始(").....1030

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令.....1030

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....1032
 県立高校インターネット実習対応パソコン等の借入れ.....1033

選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正.....1034

公営企業公告

人工心肺装置システムの購入.....1034

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1329号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成24年11月9日

愛媛県知事 中村時広

変更の承認を受けた農地保有合理化法人の名称	変更の承認に係る農地保有合理化事業の種類	承認年月日
公益財団法人えひめ農林漁業担い手育成公社	法第4条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業	平成24年10月31日

○愛媛県告示第1330号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年11月9日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字別子山乙555番236	旧	メートル 4.6~17.2	キロメートル 0.095	
			新	7.0~32.8	0.095	
"	"	新居浜市別子山字別子山乙555番237	旧	4.0~12.4	0.104	
			新	11.3~24.1	0.104	

○愛媛県告示第1331号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年11月9日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字別子山乙555番236	平成24年11月9日

"	"	新居浜市別子山字別子山乙555番237	"
---	---	---------------------	---

○愛媛県告示第1332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年11月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	落合久万線	西条市丹原町鞍瀬庚370番3から 同町鞍瀬甲332番2まで	平成24年11月9日

○愛媛県告示第1333号

北条市土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成24年11月9日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 北条市土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- (2) 北条市土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成24年11月12日から12月10日まで
- 3 縦覧場所
松山市役所本庁

○愛媛県告示第1334号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年11月9日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
24中局建（開）第27号 平成24年10月29日	伊予市八倉字金安320番1	松山市古川南一丁目15番21号 仙 波 俊 三 仙 波 美 保 子

○愛媛県告示第1335号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年11月9日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
24中局建（開）第28号 平成24年10月29日	伊予郡松前町大字西古泉字小鯛168番7	伊予郡松前町大字西古泉168番地の3 梶 野 浩 司

○愛媛県告示第1336号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年11月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	十和吉野線	北宇和郡松野町大字奥野川580番2から 同町大字奥野川584番1まで	平成24年11月9日

○愛媛県告示第1337号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、大洲市土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・常森地区）の施行を平成24

年11月2日認可した。

平成24年11月9日

愛媛県南予地方局長 山本龍典

○愛媛県告示第1338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年11月9日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	八幡浜宇和線	西予市宇和町永長147番3から 同町永長139番地先まで	旧	メートル 14.3～23.1	キロメートル 0.035	
			新	14.3～14.5	0.035	

○愛媛県告示第1339号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年11月9日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	八幡浜宇和線	西予市宇和町永長147番3から 同町永長139番地先まで	平成24年11月9日

訓令

○愛媛県訓令第17号

庁中一般
各地方機関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年11月9日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

（愛媛県庁事務決裁規程の一部改正）

第1条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第5（第4条関係） 知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項	別表第5（第4条関係） 知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
障 害 福 祉 課	1～8 省略				
9 障 害 者 處 待 の 防 止、 障 害 者 の 養 護 者 に 対 す る 支 援 等 に 関 す る 法 律 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 障 害 者 福 祉 施 設 従 事 者 等 に よ る 障 害 者 處 待 の 状 況 等 の 公 表 (第20条)	—			
	2 使 用 者 に よ る 障 害 者 處 待 に 関 す る 通 報 等 の 受 理 (第22条第1 項、第2項、第23条)			—	
	3 使 用 者 に よ る 障 害 者 處 待 に 関 す る 労 働 局 等 へ の 報 告 (第24 条、第27条、障 害 者 處 待 の 防 止、障 害 者 の 養 護 者 に 対 す る 支 援 等 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 第 5 条、第6条)			—	
	4 県障 害 者 権 利 擁 護 セ ン タ ー の 業 務 に 関 す る こ と				
	(1) 市 町 相 互 間 の 連 絡 調 整、市 町 に 対 す る 情 報 の 提 供、助 言 そ 他 必 要 な 援 助 (2以上 の 地 方 局 の 所 管 区 域 に わ た る も の に 関 す る も の に 限 る。) (第36条第2項第2号)			—	
	(2) 相 談 又 は 相 談 を 行 う 機 関 の 紹 介 (第36条第2項第3号)			—	
	(3) 情 報 の 提 供、助 言、関 係 機 関 と の 連 絡 調 整 そ の 他 の 援 助 (第36条第2項第4号)			—	
	(4) 情 報 の 収 集、分 析 及 び 提 供 (第36条第2項第5号)			—	
(5) 広 報 そ の 他 の 啓 発 活 動 (第 36 条 第 2 項 第 6 号)			—		
(6) そ の 他 障 害 者 に 対 す る 處 待 の 防 止 等 の た め の 必 要 な 支 援 (第36条第2項第7号)			—		

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
障 害 福 祉 課	1～8 省略				

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第3(第4条関係) 局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項	別表第3(第4条関係) 局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局 長	専 決 者	
				部 長	課 長
地 域 福 祉 課	1～28 省略				
	29 障害者虐待の防止、 障害者の養護者に対する 支援等に関する法律 の施行に關する事務	1 障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待に関する 報告の受理（第17条） 2 市町相互間の連絡調整、 市町に対する情報の提供、 助言その他必要な援助（第 36条第2項第2号）			—

備考 省略

組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局 長	専 決 者	
				部 長	課 長
地 域 福 祉 課	1～28 省略				

備考 省略

（愛媛県地方局処務規程の一部改正）

第3条 愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（地方局長に対する事務の委任）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(89) 省略</p> <p><u>(90) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第17条の規定に基づく障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する報告の受理に関すること。</u></p> <p><u>(91) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第36条第2項第2号の規定に基づく市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供、助言その他必要な援助に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。</u></p> <p>4～6 省略</p>	<p>（地方局長に対する事務の委任）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(89) 省略</p> <p>4～6 省略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年11月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年10月24日	特定非営利活動法人 龍馬学援隊	酒井 一 若	愛媛県松山市北井門二丁目9番21号	この法人は、青少年等に対して、健全な日本人の自覚を育て、坂本龍馬の発想と行動力の涵養に関連する事業等を行い、明るい未来を築く青少年等が誕生することを目的とする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年11月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
県立高校インターネット実習対応パソコン等の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
県立高校インターネット実習対応パソコン等一式（サーバー13台、パーソナルコンピュータ536台、プリンタ64台、周辺機器一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、調整等一式）
- (3) 借入物品の内容等
仕様書による。
- (4) 借入期間
平成25年3月1日から平成31年2月28日まで
- (5) 借入場所
入札説明書及び仕様書による。
- (6) 入札方法

ア 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成23年度、平成24年度及び平成25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに、要求する仕様の機器を確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課施設管理係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）912 2951

- (2) 入札書の受領期限

平成24年12月19日（水）午後2時

- (3) 入札説明書の交付方法

平成24年11月9日（金）から11月30日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）に(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成24年12月19日（水）午後2時

愛媛県庁第一別館10階教育委員室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：平成24年12月3日（月）午後5時

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Computer Equipment and Related Services for Installing Terminal Unit , for the Prefectural High School computer rooms (Local Area Network) , 1 set

- (2) Time limit of tender: 2:00 p m . , 19 December 2012 (tenders submitted by mail: 5:15 p m . , 18 December 2012)

- (3) For further information , please contact: Facilities Administration Section , High School Education Division , Guidance Department , Ehime Prefectural Board of Education , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2951

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第59号

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正について

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成22年1月愛媛県選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成24年11月9日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 main columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Each column contains a table with 3 rows: 施設の名前 (Facility Name), 施設の所在地 (Facility Location), and 定員(人) (Capacity). The 'Before' table has an entry for 'Iyayama Community Center' with a capacity of 50.

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年11月9日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

1 入札に付する事項

- (1) 件名: 人工心肺装置システムの購入
(2) 購入物品名及び数量: 人工心肺装置システム 1式
(3) 購入物品の内容等: 入札説明書及び仕様書による。

- (4) 納入期限: 平成25年3月25日まで

- (5) 納入場所: 愛媛県松山市春日町83番地
愛媛県立中央病院新本院

- (6) 入札方法: ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）8(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨

てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成24年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) この公告で示す物品を納入期限までに確実に納入できることを証明した者であること。
(3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
(4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出方法等

- (1) 提出書類及び入札書の提出方法: 電子入札システムによる。
(2) 入札書の受領期限: 契約条項及び入札説明書の掲載場所
愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。
http://ebid.cals-ehime.lg.jp/ppi.html
(3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限: 平成24年12月6日（木）午後5時00分まで。
(4) 入札書の受領期限: 電子入札システムによる場合は、平成24年12月19日（水）から平成24年12月21日（金）までの電子入札システム稼働時間中（午前9時00分から午後8時00分まで（ただし、12月21日は午

前10時59分まで)。

紙入札による場合は、平成24年12月21日(金)午前10時59分まで。

(5) 開札の日時及び場所

平成24年12月21日(金)午前11時00分

愛媛県公営企業管理局会議室(愛媛県庁第二別館2階)

(6) 問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2794

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成24年12月6日(木)午後5時00分までに電子入札システムにより提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により3(6)に掲げる場所に提出すること。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Artificial Heart-lung Machine System, 1 set

(2) Time limit of tender: 10:59 a m., 21 December 2012

(3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Administration Bureau, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2794